



せんなん水だより

安全・安心・安定な給水



第 28 号

令和 6 年（2024 年）8 月 1 日 編集 発行／大阪広域水道企業団泉南水道センター
〒590-0521 泉南市樽井737 ☎072-482-6551

■令和 7 年 4 月からの水道料金制度変更について（お知らせ）■

大阪広域水道企業団は、平成 31 年 4 月から泉南市の水道事業を引き継いで実施しています。同様に府内 13 市町村で水道事業（水道センター）を運営していますが、経営の効率化とサービスの向上を図るため、現在、運用方法の統一を進めています。

これにより、令和 7 年 4 月から上下水道料金の検針・徴収周期やお支払い期限等が変更になります。ご理解いただきますようお願いいたします。

～水道料金等のお支払い期限等が変わります～

○2 か月分ごとに検針・請求を行います。また、お支払期限などが変わります。

	現在	令和 7 年 4 月以降
検針・請求	2 か月に 1 回・毎月	2 か月に 1 回 (2 か月分まとめてのお支払いとなります)
口座振替日	検針月の翌月 7 日 検針月の翌々月 7 日	検針の翌月 23 日
納付書払い支払期限	検針月の翌月末日 検針月の翌々月末日	検針の翌月 23 日

○使用者番号（お客さま番号）が変わります。

○検針のお知らせや納入通知書等のデザインが変わります。

○お客さまご自身に行っていただく手続きはありません。また、水道料金の変更もありません。

※次のページにて検針地区ごとのお支払い期限等の移行イメージ図を掲載しております。

～お客様の利便性が向上します～

○令和 7 年 4 月からお支払方法に『クレジットカード払い』を追加します。



※手続きについては、詳細が決まり次第お知らせします。

○使用水量や料金のデータを「見える化」します。



◇スマートフォンやパソコンから、使用水量や料金の確認ができます。

◇使用水量をチェックすることで、宅内漏水の早期発見にもつながります。

～水道料金等のお支払い期限等の移行イメージ～

2か月検針・毎月徴収

2か月検針・2か月徴収

(奇数月検針地区)

検針月 (奇数月)	令和 7年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
使用分	● 12・1月分		● 2・3月分		★ 4・5月分		★ 6・7月分		★ 8・9月分	⇒以降 2か月 ごとに 検針・ 請求
請求 対象	● 11月分	● 12月分	● 1月分	● 2月分	● 3月分	★ 4・5月分		★ 6・7月分		
口座 振替日	1/7	2/7	3/7	4/7	5/7	6/23		8/25※		
納期限	1/31	2/28	3/31	4/30	5/31	6/23		8/25※		

(偶数月検針地区)

検針月 (偶数月)	令和 7年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
使用分		● 1・2月分		★ 3・4月分		★ 5・6月分		★ 7・8月分		⇒以降 2か月 ごとに 検針・ 請求
請求 対象	● 11月分	● 12月分	● 1月分	● 2月分	★ 3・4月分		★ 5・6月分		★ 7・8月分	
口座 振替日	1/7	2/7	3/7	4/7	5/23		7/23		9/24※	
納期限	1/31	2/28	3/31	4/30	5/23		7/23		9/24※	

※ 口座振替日及び納期限が土・日・祝日の場合は、翌金融機関営業日となります。

令和7年4月 2か月検針・2か月徴収スタート
(以降、2か月ごとに検針・請求)

- 口座振替日の変更と同時に、2か月分の料金をまとめて請求することになります。振替日の口座残高にご注意いただき、あらかじめ必要な金額をご準備ください。
 - 検針地区(偶数月・奇数月)については現在と変更はありませんが、各振替日等については、変更となる場合があります。その際は速やかにお知らせします。
 - その他詳細についてのお問い合わせは、泉南水道センター総務課(TEL: 072-482-6551)または泉南水道センターお客様センター(TEL: 072-482-0600)までお願いします。
 - 大阪広域水道企業団公式ウェブサイトにも掲載いたしますので、そちらもご覧ください。
- ※ご使用のスマホやブラウザで『大阪広域水道企業団 泉南市 お知らせ』で検索してください